

共済福祉会ほほえみ訪問介護センター 訪問介護事業運営規程

制定	平成12年	4月	1日	改定	平成17年	4月	1日
改定	平成13年	4月	1日	改定	平成18年	4月	1日
改定	平成13年	7月	1日	改定	平成19年	4月	1日
改定	平成15年	4月	1日	改定	平成19年	12月	1日
改定	平成16年	2月	9日	改定	平成21年	7月	8日
改定	平成16年	5月	1日	改定	平成23年	4月	1日
改定	平成16年	12月	21日	改定	平成24年	1月	16日
改定	平成26年	2月	17日	改定	平成27年	8月	1日
				改定	平成30年	4月	1日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 共済福祉会が開設する共済福祉会ほほえみ訪問介護センター（以下「ほほえみ訪問介護センター」という。）が行う訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者（要支援者）等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 共済福祉会ほほえみ訪問介護センター
- (2) 所在地 田方郡函南町平井 717-38

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 10人以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

年中無休とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く

（2）営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）サービス提供時間

午前6時から午後10時までとする。

（4）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割か2割の額とする。

（1）身体介護

（2）生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（1）通常の事業の実施地域を越え、片道10キロメートル未満 1回/ 500 円

（2）通常の事業の実施地域を越え、片道10キロメートル以上 1回/1,000 円

（緊急時における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、函南町、伊豆の国市(旧韮山町・旧伊豆長岡町南江間)、三島市大場、三島市東大場とする。

（その他運営についての留意事項）

訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後6か月以内

（2）継続研修等 研修計画表・会議計画表に基づき定期的実施する。

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。退職後においても秘守義務を遵守するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 共済福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

「共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター」
函南町介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人共済福祉会が設置する「共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター」（以下「事業所」という。）において実施する函南町介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態を踏まえながら利用者の自立した生活を促す支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 5 前4項のほか、「函南町介護予防・日常生活支援総合事業実施要領」（平成29年函南町 第20号）及び「函南町通所型サービス事業実施要領」（平成29年函南町 第17号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 訪問型サービスA・現行相当訪問型サービス（独自）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター

(2) 所在地 田方郡函南町平井 717-38

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 訪問事業責任者 3名

- ・必要に応じ訪問型サービス個別計画等の作成を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状態についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(3) 訪問介護員 10名以上(非常勤職員 10名以上)

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、介護予防ケアマネジメント等に基づき訪問型サービス提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービス A の内容)

第7条 事業所で行う訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス(独自)の内容は次のとおりとする。

(1) 必要に応じ訪問型サービス個別計画等の作成

(2) 生活援助に関する援助

- ①調理
- ②衣類の洗濯
- ③住居の掃除
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な日常生活に関する支援

(利用料等)

第 8 条 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）を提供した場合の利用料の額は、「函南町訪問型サービス事業実施要綱」（平成 29 年函南町第 号）上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 500 円
- (2) 事業所から片道 10 キロメートル以上 1,000 円

3 前 2 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

4 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明し支払いに同意を得た上で、利用契約を締結する。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、函南町内の区域とする。

(衛生管理等)

第 10 条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従事者は、訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の提供により事故が発生した

場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 12 条 訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者にたいする研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共済福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第 16 条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一か月前までに、次に掲げる事項を函南町へ届け出ることとする。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービス A・現行相当訪問型サービス（独自）を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。